



松本合同庁舎の入庁方法を変更します

松本地域の新型コロナウイルス感染警戒レベルが4(特別警報I)に引き上げられたことに伴い、来庁者の松本合同庁舎への入庁方法を次のとおりとします。ご不便をおかけしますが、来庁者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

入庁方法

- 1 玄関ホールで受付票にお名前、連絡先等を記入し、検温場所で検温した体温を記入して訪問先に提出していただきます。
(合同庁舎内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合に連絡するためのものになりますので、ご協力をお願いします。)
- 2 平熱の方は、入庁していただき、発熱のある方は入庁をご遠慮いただきます。
- 3 庁舎入口は、東側と北側の2箇所とさせていただきます。(別紙のとおり)

実施期間

令和4年1月13日(木)午後1時00分から新型コロナウイルス感染警戒レベルが4(特別警報I)以上の間

その他

- ・感染防止のため、可能な限り来庁はお控えいただき、電話、メール、郵便を利用していただきますようお願いします。
- ・発熱等かぜの症状がある方の入庁はご遠慮ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

松本地域振興局総務管理課

(課長) 手塚 靖彦 (担当) 増田 佳朗

電話 0263-40-1955 (直通)

0263-47-7800 (代表) 内線 2312

F A X 0263-47-7821

E-mail matsuchi-somu@pref.nagano.lg.jp

1 階

